

## 天水分豊浦命社社号標石・神須牟地社社号標石・多米社社号標石・阿遲速雄社社号標石

### 天水分豊浦命社社号標石・神須牟地社社号標石・多米社社号標石・阿遲速雄社社号標石

あめのみくまりとようらのみことしゃ しゃごうひょうせき・かみすむぢしゃ しゃごうひょうせき・ためしゃ しゃごうひょうせき・あちはやおしゃ しゃごうひょうせき

#### 分野／部門

有形文化財／歴史資料

#### 所有者・所在地

##### 天水分豊浦命社(あめのみくまりとようらのみことしゃ)社号標石

宗教法人 止止呂支比賣命神社(とどろきひめみことじんじゃ)・大阪市住吉区沢之町 1

##### 神須牟地社(かみすむぢしゃ)社号標石

宗教法人 神須牟地神社(かみすむぢじんじゃ)・大阪市住吉区長居西 2

##### 多米社(ためしゃ)社号標石

宗教法人 神須牟地神社(かみすむぢじんじゃ)・大阪市住吉区長居西 2

##### 阿遲速雄社(あちはやおしゃ)社号標石

宗教法人 阿遲速雄神社(あちはやおじんじゃ)・大阪市鶴見区放出東 3

#### 紹介

江戸時代中頃の儒学者並河誠所(なびかせいしよ)(1668～1738 ナミカワとも)の考証に基づき、所在が紛れていた式内社(しきないしゃ)に比定された神社のうち 20 社に設置された標石のうち、市内に所在する 4 基である。

式内社とは、『延喜式(えんぎしき)』の巻 9・10、いわゆる「神名帳(じんめいちょう)」に載せられた国家祭祀の対象神社であるが、古代国家の解体とともに多くその所在が不明に帰していった。

江戸時代には考証主義の発展によって、これら所在の紛れた式内社を解明し、顕彰しようとする気運が高揚してくる。並河誠所は、享保 14 年(1729)から 6 年を費やして同 20 年(1735)に完成した『五畿内志(ごきないし)』編纂過程で、畿内の所在の紛れた式内社の全てを、当時存在していた神社に比定し、その顕彰を意図する。しかし、費用面から全社を対象とした顕彰は困難であったため、さしあたって摂津国内の 20 社について、標石の建立による顕彰を行った。建立は、元文元年(1736)から翌 2 年にかけて、誠所の指示を受けた弟子の久保重宜(摂津国東成郡赤川村〔現旭区赤川〕の庄屋)によって、幕府の支持を受けて遂行された。この時建立された標石は全て現存し、うち 4 基が大阪市内にある。

市内で社号標石が建立された神社は、誠所の比定以前は、天水分豊浦命社が歩王、神須牟地社が三宮、多米社が多祢伽志宮、阿遲速雄社が八劔と別の社号で呼ばれていた。誠所の考証には、現在からみれば不十分な点も多く、必ずしもその説が歴史的に正しいとは限らない。しかし、これらの標石は、近世における考証主義・尚古主義の進展を示す資料として重要である。

標石は山状角柱と二段の台石から成り、角柱正面に式内社号、左側面に村名が陰刻され、中

台石の側面中央には、短冊形の彫込枠の中に「菅廣房建」と陰刻がある。材質は花崗岩で、ほぼ一定の規格である。角柱は高さ 96cm(約 3 尺)、一辺 24cm(約 8 寸)、中台石は高さ 24cm(約 8 寸)、一辺 42cm(約 1 尺 4 寸)、下台石は高さ 43cm(約 1 尺 5 寸)、一辺 61cm である(約 2 尺)。「菅廣房」とは、この顕彰に賛同し、資金を拠出した大坂の山口屋伊兵衛であるが、彼については不明な点が多い。

なお、天水分豊浦命神社(元安立町 5 丁目)は明治 40 年(1907)に止止呂支比賣命神社に合祀されたため、社号標石は止止呂支比賣命神社境内に移設されている。



天水分豊浦命社社号標石



神須牟地社社号標石



多米社社号標石



阿遲速雄社社号標石

#### 参考文献

武藤 誠「並河誠所の古社建碑」(『兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告』14 1939)

井上 智勝「並河誠所の式内社顕彰と地域 - 摂津国式内社号標石の建立を中心に -」(『大阪市立博物館研究紀要』32 2000)